

平成 3 1 年

壱岐市議会定例会 4 月会議議案

(平成 3 1 年 4 月 1 6 日提出分)

平成31年壱岐市議会定例会4月会議議案

報告第2号 壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について

報告第3号 壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について

報告第4号 平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告について

議案第41号 壱岐市税条例の一部改正について

議案第42号 壱岐市介護保険条例の一部改正について

議案第43号 壱岐葬斎場建設工事（建築主体）請負契約の締結について

報告第2号

壱岐市税条例の一部改正に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

平成31年4月16日提出

壱岐市長 白 川 博 一

専決第1号

専決処分書

地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり壱岐市税条例の一部改正について専決処分する。

平成31年3月29日専決

壱岐市長 白 川 博 一

壱岐市税条例の一部を改正する条例

壱岐市税条例（平成16年壱岐市条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項」を「附則第5条の4の2第5項」に、「同条第9項」を「同条第7項」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第5項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第17

項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第10条の3第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改める。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円

	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円

	3, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円
	5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第22条第3項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第4項中「仮換地等（）」を「特定仮換地等（）」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の壱岐市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動

車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

報告第3号

壱岐市国民健康保険税条例の一部改正に係る専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項及び壱岐市議会基本条例第12条第1項第5号の規定により別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

平成31年4月16日提出

壱岐市長 白 川 博 一

専決第 2 号

専決処分書

地方税法等の一部改正に伴い、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり壱岐市国民健康保険税条例の一部改正について専決処分する。

平成 31 年 3 月 29 日専決

壱岐市長 白 川 博 一

壱岐市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

壱岐市国民健康保険税条例（平成16年壱岐市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第23条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の壱岐市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

報告第4号

平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）の専決処分の報告について

平成30年度壱岐市一般会計補正予算（第8号）について地方自治法第180条第1項並びに壱岐市議会基本条例第12条第1項第3号の規定により、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項及び壱岐市議会基本条例第12条第2項の規定により報告する。

平成31年4月16日提出

壱岐市長 白 川 博 一

平成30年度

一般会計補正予算書
(第8号)

壱岐市

専決第 3 号

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに壱岐市議会基本条例第 12 条第 1 項第 3 号の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年度壱岐市一般会計補正予算（第 8 号）

平成 30 年度壱岐市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 14,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 28,395,000 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 31 年 3 月 31 日専決

壱岐市長 白 川 博 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 : 千円)		
款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
10 地方交付税		9,662,661	△700	9,661,961
	1 地方交付税	9,662,661	△700	9,661,961
21 市債		4,769,600	△13,300	4,756,300
	1 市債	4,769,600	△13,300	4,756,300
歳 入 合 計		28,409,000	△14,000	28,395,000

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前予算額	補正予算額	補正後予算額
4 衛生費		2,901,081	△14,000	2,887,081
	1 保健衛生費	2,014,208	△14,000	2,000,208
歳 出 合 計		28,409,000	△14,000	28,395,000

第2表 繰越明許費補正

1. 変更

(単位：千円)

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
4 衛生費	1 保健衛生費	壱岐葬斎場建設事業	541,907	863,325
合 計			541,907	863,325

第3表 地方債補正

1. 変更

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
合 併 特 例 債	2,188,800	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。	2,175,500	証書借入	年4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び縁故資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府、銀行その他資金については、その融資条件による。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは借換えを行うことができる。

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位 : 千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	9,662,661	△700	9,661,961
21 市債	4,769,600	△13,300	4,756,300
歳入合計	28,409,000	△14,000	28,395,000

歳 出

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
4 衛生費	2,901,081	△14,000	2,887,081
歳 出 合 計	28,409,000	△14,000	28,395,000

(単位 : 千円)

補 正 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	△13,300	0	△700
0	△13,300	0	△700

2. 歳入

10款 地方交付税

1項 地方交付税

目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 地方交付税	9,662,661	△ 700	9,661,961
計	9,662,661	△ 700	9,661,961

21款 市債

1項 市債

3 合併特例事業債	2,188,800	△ 13,300	2,175,500
計	4,769,600	△ 13,300	4,756,300

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 地方交付税	△ 700	特別交付税 △ 700

1 合併特例事業債	△ 13,300	合併特例事業 △ 13,300

3. 歳出

4款 衛生費

1項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源		
				特定財源		
				国県支出金	地方債	その他
3 環境衛生費	966,734	△14,000	952,734	0	△13,300	0
計	2,014,208	△14,000	2,000,208	0	△13,300	0

(単位：千円)

内 訳	節		説 明
	区 分	金 額	
一 般 財 源			
△700	15 工事請負費	△14,000	設備等整備工事
△700			

地方債の前々年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込		当該年度末 現在高見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1. 普 通 債	20,210,976	20,060,094	4,689,900	2,875,679	21,874,315
(1) 総 務	73,526	137,152	0	12,274	124,878
(2) 民 生	28,805	43,607	7,300	3,832	47,075
(3) 衛 生	7,620	0	0	0	0
(4) 農 林 水 産	1,781,717	1,528,249	0	218,132	1,310,117
(5) 商 工	5,200	42,600	19,700	0	62,300
(6) 土 木	758,423	654,865	22,000	111,759	565,106
(7) 公 営 住 宅	407,316	587,838	201,000	7,927	780,911
(8) 消 防	1,200	3,300	62,200	0	65,500
(9) 教 育	415,748	606,569	401,600	18,779	989,390
(10) 辺 地	1,900,225	1,812,845	310,300	270,607	1,852,538
(11) 過 疎	5,927,940	6,007,179	1,127,600	685,442	6,449,337
(12) 合 併 特 例	8,903,256	8,635,890	2,538,200	1,546,927	9,627,163
2. 災 害 復 旧 債	171,669	286,769	384,700	26,562	644,907
(1) 補 助	54,530	101,660	241,900	9,910	333,650
(2) 単 独	117,139	185,109	142,800	16,652	311,257
3. そ の 他	6,573,499	6,729,699	480,600	395,680	6,814,619
(1) 臨時財政対策債	6,573,499	6,729,699	480,600	395,680	6,814,619
(2) 減 税 補 て ん 債	0	0	0	0	0
(3) 臨 時 税 収 債	0	0	0	0	0
合 計	26,956,144	27,076,562	5,555,200	3,297,921	29,333,841

議案第 4 1 号

壱岐市税条例の一部改正について

壱岐市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 1 年 4 月 1 6 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

(提案理由)

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税の寄附金控除の改正を行うほか、所要の規定の整備を行うものである。

壱岐市税条例の一部を改正する条例

壱岐市税条例（平成16年壱岐市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年6月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の壱岐市税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は壱岐市税条例の一部を改正する条例（平成31年壱岐市条例第 号）附則第2条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例による改正前の壱岐市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

- 3 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条に規定する施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

議案第 4 2 号

壱岐市介護保険条例の一部改正について

壱岐市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 3 1 年 4 月 1 6 日提出

壱岐市長 白 川 博 一

(提案理由)

介護保険法施行令の一部改正に伴う保険料率の算定に関する基準が見直されたことについて、所要の改正を行うものである。

壱岐市介護保険条例の一部を改正する条例

壱岐市介護保険条例（平成16年壱岐市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「から平成32年度までの各年度」を削り、同条に次の3項を加える。

- 3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,600円とする。
- 4 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、40,500円とする。
- 5 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、53,400円とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の壱岐市介護保険条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の壱岐市介護保険条例第5条第3項から第5項までの規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第43号

壱岐葬斎場建設工事（建築主体）請負契約の締結について

壱岐葬斎場建設工事（建築主体）請負契約を下記のとおり締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

平成31年4月16日提出

壱岐市長 白 川 博 一

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 壱岐葬斎場建設工事（建築主体） |
| 2 契約の方法 | 制限付き一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 金440,640,000円 |
| 4 契約の相手方 | 壱岐市郷ノ浦町坪触2583番地
(有) 割石工務店
代表取締役 割石 賢明 |

（提案理由）

壱岐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

説明資料

1 工事場所 壱岐市郷ノ浦町大浦触

2 工事内容

建物本体 1) 火葬炉棟 (鉄筋コンクリート造 2階建て)

1階 754.29㎡

2階 337.90㎡

計 1,092.19㎡

2) 待合棟 (木造平屋建て)

617.05㎡

合計 1,709.24㎡

3 工期 契約発効の日から270日間

4 入札結果

商号又は名称	第1回入札	第2回入札	見積	結果
星野建設(株)	445,000,000			辞退
(株) 山内組				辞退
(有) 割石工務店	417,000,000	413,000,000	408,000,000	決定

5 予定価格 442,368,000 円 (最低制限価格 398,262,960 円)

【入札書比較価格 409,600,000 円 (最低制限価格 368,762,000 円)】

